

平成 28 年 5 月 27 日

## 保険募集指針

室蘭信用金庫

当金庫は、適切な保険募集を行うための方針として、以下のとおり「保険募集指針」を定めております。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
- 当金庫は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破綻した場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。

### 保険契約に係るリスクについて

- (1) 保険商品は預金等ではありません（預金保険制度の対象外です）。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- (2) 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
- (3) 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください）。

- 当金庫は、取扱保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫は、取扱商品から募集人が予め定めた選択・推奨理由に基づき選択した商品を提案する場合は、その選択・推奨理由を適切にご説明いたします。
- 当金庫は、法令上の特例措置に基づき、以下の保険商品については、「当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等である当金庫の出資会員の方」「当金庫から事業性資金の融資を受けている会社等に勤務されているお客様」を保険契約者とする保険募集を行う場合には、以下の保険金額等の額を限度としてお取扱いさせていただきます。

### 一部保険商品における法令上の販売制限について

当金庫の取扱商品のうち「個人年金保険※・一時払終身（養老）保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行保険・積立傷害保険（年払を含む）」を除いた保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。（※の保険商品は、個人契約の場合のみ（以下同じ））

- (1) 当金庫に事業性融資の申込をされている期間中は、お客様および密接関係者の方（お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人代表者で法人の事業性資金の融資申込みをされている場合はその法人）には、制限の課せられている保険商品をお取扱うことができません。ただし、当金庫の出資会員の方はお取扱が可能です。
- (2) 保険契約者・被保険者になる方が下記の①または②のいずれかに該当する場合には、制限の課せられている保険商品を原則としてお取扱うことができません。ただし、当金庫の出資会員の方はお取扱が可能です。
  - ①当金庫から事業性資金の融資（手形割引を含みます）を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
  - ②従業員数が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方
- (3) 当金庫の取扱商品のうち「個人年金保険※・一時払終身（養老）保険※・住宅関連の長期火災保険・積立火災保険※・債務返済支援保険・海外旅行保険・積立傷害保険（年払を含む）」を除いた保険商品につきましては、「上記①または②に該当する当金庫の出資会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等に勤務されている従業員・役員の方」を保険契約者とする保険募集を行う場合、保険契約者1名様あたりの通算保険金その他給付金の額を以下の金額に制限させていただきます。
  - ・生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
  - ・疾病診断・要介護・入院・手術等に関する保険金額等
    - ①診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
    - ②診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
    - ③疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】疾病・特定疾病合計1万円以内
    - ④疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円

【特定の疾病に限られる保険は40万円】疾病・特定疾病合計40万円以内

（注）「特定疾病」とは、悪性新生物（がん）、心臓疾患、脳血管疾患のうち、少なくともいずれか1つ以上の疾患を含む10個を超えない範囲内の疾病であって、保険約款に定めているものをいいます。

- 当金庫は、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。  
なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡相談窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがあります。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・相談の内容を記録し、適切に管理いたします。

### 【お問い合わせ窓口】

保険募集に関する苦情・ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

室蘭信用金庫 エリアサポート部 電話番号：0143-44-3355

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

以上